

# 東京都大島空港における

## 連続したローカルフライトの実施についてのお知らせ

日本航空機操縦士協会 G A 委 員 会

平成 15 年 3 月に出された [ 自家用操縦士の飛行の安全確保について ] の国交省航空局技術部乗員課長通達により、同年 3 月 [ 自家用操縦士の技量維持方策に係わる指針 ] が示されました。

この指針の基本的な考え方は、航空安全講習会と最近の飛行経験とが有り航空機を操縦する日から溯って

- ・ 安全講習会は 2 年以内にこれを受講する
- ・ 飛行経験は 180 日以内に当該航空機と同じ種類及び等級の航空機による 3 回以上の離着陸経験がない場合は、実技訓練を行う事により自ら技量の維持に努める

と要約されます。

この指針に則り

安全講習会は、JAPA が事務局となり、多くの自家用操縦士等を会員としている飛行 5 団体による [ 技量維持連絡会 ] が発足し、年 25 ~ 26 回の [ 航空安全講習会 ] を全国各地で定期的を開催し、実効をあげ始めています。

一方、最近の飛行経験の方は、その趣旨は理解出来るものの、関東（特に東京）エリアに於いて、この条件をクリアする為の空港が少ないのが実状です。

現在、禁止されている東京都管理下の空港での連続離発着 (TOUCH & GO) が出来ないか、との声が会員各位から多く寄せられて来ました。

これを受けて JAPA としては、平成 16 年 7 月より東京都の関係部署（港湾局離島空港部）との折衝を開始しました。

先ず、東京都管理下にある空港（特に大島空港）で連続離発着が出来ないかを打診した所、現在までに種々の経緯もあり、特例を除き訓練に関しては一切認めておらず、TOUCH & GO は訓練の範疇に入ると解釈されているので、TOUCH & GO を認める事は出来ないとの事でした。

ただ、話し合いの中で、着陸した後に、一度ランプインして再離陸をするという方式であれば、東京都営空港管理運営基準に抵触しないのではとの解釈になり、現行ではこれが一番実現可能な線であろうと判断し、この方式での実施方法を現地大島空港管理事務所と詰める事となり、種々の制約はあるものの、この方法による離着陸の実施方法を作成する事となりました。

関係各所との調整及び大島空港が台風の影響を受けたことなどが重なって発表が遅れていましたが、大島空港に於けるローカルフライト実施方法が平成 17 年 2 月 1 日より発効する旨の連絡が、大島支庁港湾課 大島港湾空港管理事務所からありましたのでお知らせ致します。

但し、この方法でのローカルフライトの実施は、あくまで技量維持を目的としてライセンスが行うものであり、訓練飛行が可能であると誤解せぬ様お願いします。

ローカルフライト実施方法は後掲しますが要旨は大島空港へ飛来して、連続したローカルフライト（着陸後、一旦ランプインしてエンジンをカットせず再度離陸し、場周経路を飛行して着陸する）を行う場合には、この実施方法に基づいて実施するということです。

事前承認(PPR)の段階でこの連続したローカルフライトの申請をした場合には、管理事務所より

- ・ 機体番号
- ・ 機体型式
- ・ 申請者氏名 及び 連絡先電話番号
- ・ 搭乗者数（機長を含む）
- ・ 実施年月日
- ・ 駐機時間
- ・ 連続したローカルフライトの  
実施人数 及び 氏名  
実施時間 及び 回数  
延べ実施回数

上記項目を確認されると思いますので、事前に整理してから、申請されたほうが良いと思います。

実施に当たっては、着陸後、一旦ランプインした後の再離陸の要請は、直接レディオにリクエストすれば良く、出発時に CAB へ提出するフライトプランには、OTHER INFORMATION 欄に T/O & L/D × 3 at RJTO の様に記入すれば、最終 L/D を行った時点で PLAN クローズとなるそうです。

また、再離陸した際に情報圏（半径9キロメートル）を逸脱する FLT をする場合は、新しいフライトプランの提出が必要となりますので注意して下さい。

なお、この実施方法は一定期間試行した上、不具合点があれば改善するというものです。お互いの話し合いの上で実施が可能となったこの方式は、相互理解の上で成り立って行くものと思われしますので、PILOT 側も主旨を良く理解して実施、対応する様をお願いします。

残念な事に、この年末、年始にかけて、調布空港、大島空港において着陸時にアクシデントが発生してしまい、幸い人身事故には至らなかったものの、多方面にご迷惑をお掛けしました。

我々、自家用操縦士側も、この様な事故が起こらぬ様、今回の方式等も大いに活用して、自己技量の維持向上に努めましょう。

この様な、安全に対する自己努力が、我々の申し出に理解を示して戴いた東京都及び大島町の皆様にも応える事になると思いますし、牽いては、我々がより多く大島へ飛来する事で、これが大島空港、大島町のより一層の活性化につながればとも考えています。

GA 委員会 運航環境整備分科会  
川久保 剛

## 大島空港利用の皆様へ

日頃から大島空港をご利用いただきありがとうございます。さて、大島空港で実施する「連続したローカルフライト」について、次のように取扱いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

### 1. 実施方法

- (1) 定期便、緊急時機体（急患ヘリ等）の運航に支障のないように実施する。
- (2) 連続したローカルフライト離着陸回数はフルストップを含めて実施者が1人の場合は3回、2人の場合は6回まで認める。
- (3) 原則として1日につき異なる2機までとし、午前・午後それぞれ1機とする。
- (4) 連続したローカルフライトの実施に要する時間は、1人あたりおおむね40分以内とする。
- (5) 土・日・祝日・ゴールデンウィーク（4月29日～5月5日）・年未年始（12月29日～1月3日）は認めない。
- (6) 8：30～10：00、15：00～16：30の間は認めない。
- (7) 事前承認（PPR）の段階で連続したローカルフライトの申し出がなかった場合は認めない。

### 2. 使用届・使用料の取扱い

#### (1) 使用届

実施回数にかかわらず1人の実施者について、1枚の空港使用届書の提出とし、実施回数を「その他」の欄に記入する。

#### (2) 使用料の納付

1枚の空港使用届書の提出につき、1枚の領収証書を発行する。

- (3) 届出及び使用料等の手続きについては、最初の着陸または最終の着陸時に速やかに行う。  
なお、納付された着陸料は返還しない。

### 連続したローカルフライトとは

着陸毎に滑走路から離脱してランプインする方法を繰り返し行うローカルフライトで、エンジンカットせずに再び離陸するというパターンを繰り返して行うことである。

実施行為については上記1. 実施方法のとおりであり、その行為は大島空港への最初の着陸から最後の離陸までで、出発地からの離陸回数、目的地への着陸回数は含まない。